

古代アメリカ学会倫理綱領

前文

古代アメリカ学会は、南北アメリカ大陸の先史学・考古学ならびにその関連分野の研究と教育にあたって依拠すべき倫理上の基本原則として、ここに「古代アメリカ学会倫理綱領」を定める。

1. 人類と社会に対する倫理

第1条（人権の尊重と差別の禁止）

会員は、常に人権を尊重するとともに、プライバシー、肖像権など諸権利の保護に努め、これらを侵害してはならない。また、国籍、出自、民族的背景、性別、年齢、思想信条、信仰等によるいかなる差別もしてはならない。

第2条（ハラスメント行為の禁止）

会員は、いかなるハラスメント行為もしてはならない。

第3条（法令の遵守）

会員は、国内もしくは海外において調査研究を実施する際には、その国の法令を遵守しなければならない。

第4条（文化財の保護と活用）

会員は、文化財としての遺跡、遺構、遺物、歴史資料等の保存に努め、調査研究においてこれらを扱う場合には、細心の注意を払わなければならない。また、文化財が現代社会において有する多様な価値を認識し、その適切な社会的活用のために努力しなければならない。

2. 調査研究を実施する国、地域、その人々に対する倫理

第5条（信頼関係の構築）

会員は、調査を実施する国の人々、研究者、地域住民、関係する諸機関との信頼関係構築に努めなければならない。

第6条（調査研究に関する説明責任）

会員は、調査を実施する国や地域社会の人々にたいして、その目的、成果等について十分に説明することを怠ってはならない。

第7条（調査研究がもたらす不利益の防止）

会員は、調査研究を実施することによって、その国や調査地域の自然環境、人々の生活や財産、安全を侵害することがないように、最大限の配慮と努力をしなければならない。

第8条（文化財の不正取引等の禁止）

会員は、文化財としての考古資料、歴史資料の不法な国外持ち出し、不正取引、譲渡に参与してはならない。

3. 研究者としての倫理

第9条（成果の公開と普及）

会員は、研究成果を広く公開して普及に努め、次世代の教育、育成に真摯に取り組み、古代アメリカ研究の発展と成果の継承に貢献するよう努めなければならない。

第10条（研究不正の禁止）

会員は、データの捏造、改ざん、剽窃、盗用など、いかなる研究上の不正もしてはならない。

第11条（知的財産権の尊重）

会員は、他者の知的財産を尊重し、これを侵害してはならない。また、他者の調査研究を妨害してはならない。

第12条（共同研究における適切なマネジメント）

会員は、共同研究を実施する際には、責任の所在、役割の分担、成果公開の権利等について十分な協議をおこない、あらかじめ合意形成をしておかなければならない。

第13条（研究資金の適正な取り扱い）

会員は、配分を受けた研究資金を、ルールに従って適正に使用しなければならない。

第14条（相互的な検証機会の確保）

会員は、調査研究の成果を相互に検証する機会を確保するよう努めなければならない。

附則1. 本綱領は、2019年11月30日より施行する。

附則2. 本綱領の変更は、古代アメリカ学会総会の決議を経ることを要する。